

第30回議会運営委員会記録

令和2年6月5日

【開催日】 令和2年6月5日（金）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時11分

【出席委員】

委員長	笹木慶之	副委員長	長谷川知司
委員	伊場勇	委員	奥良秀
委員	河野朋子	委員	高松秀樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
議員	山田伸幸		

【執行部出席者】

総務部長	川地諭	子育て支援課長	長井由美子
商工労働課長	村田浩		

【事務局出席者】

事務局長	尾山邦彦	事務局次長	石田隆
議事係長	中村潤之介	議事係書記	原田尚枝

【付議事項】

1 令和2年第2回（6月）定例会に関する事項について

※ 議案件名（当初分及び追加分）は**資料1**を参照

- (1) 追加議案について
- (2) 行政報告の取扱い及び質疑について
- (3) 会期案について
- (4) 一部事務組合議会の報告について
- (5) 人事案件について
- (6) 議事日程案について・・・**資料2**
- (7) 陳情・要望書の取扱いについて・・・**資料3**

2 緊急質問について・・・資料4

3 その他

(1) 全員協議会の開催日時

(2) その他

午前10時 開会

笹木慶之委員長 どなたも、おはようございます。それでは、ただいまから第30回の議会運営委員会を開催いたします。今日は、結構、付議事項が多くありますので、しっかりした議論をよろしくお願ひしたいと思います。付議事項の第1点目であります。令和2年第2回(6月)定例会に関する…はい、山田議員から委員外議員の申出がありました。忘れておりました。皆さんよろしゅうございますか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)では、了解いたします。

(山田伸幸議員 着席)

笹木慶之委員長 それでは、付議事項の第1点目であります。令和2年第2回(6月)定例会に関する事項についてを議題といたします。そちらに、議案件名の当初分と追加分ということで、資料1が添付されております。それを御覧いただきたいと思ひます。まず、本件については、追加議案についてが1番目であります。総務部長の出席を求めておりますので、説明をお願いいたします。

川地総務部長 おはようございます。この度、緊急案件といたしまして、2案件につきまして議案の追加提出をお願いいたすものです。まず、1案件目ですけれども、新型コロナウイルス感染症対策に係る経済対策といたしまして、早期の商品券発行事業に係る予算計上をいたすものです。もう1案件ですが、これにつきましては、児童クラブ事業の利用料におきまして、同感染症対策に係る利用料の調整がようやく整いましたので、

条例の一部改正、それからそれとともに係る予算調整を行うものです。
それぞれの事業につきまして、担当課長が概要を説明いたします。

笹木慶之委員長 はい、担当課長、よろしくお願いします。

村田商工労働課長 それでは、商品券発行事業について概要を説明いたします。
新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、市民生活を支援するとともに
地域における消費を喚起するため、全市民に市内のお店で使える商品券、
一人当たり5,000円を配布するものです。商品券の愛称を「スマイル
チケット」といたしまして、発行額面は500円です。対象者は、住
民基本台帳に登録されている全市民で、山口東京理科大学の全学生も対
象にいたします。また、検討の結果、生活保護世帯も対象といたします。
説明は以上です。

長井子育て支援課長 山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制
定について、改正の内容を御説明させていただきます。新型コロナウイルス
感染症拡大防止のために、市が要請しまして、4月16日から5月
24日までの間、段階的に利用の自粛の要請や原則臨時休所をいたしま
した。そのため、この間の利用日数に応じ、児童クラブ利用料を日割り
計算とするために、条例の所要の改正を行うものです。また加えて、8
月分の利用料につきまして、今年度は夏季休業中に授業日が設けられる
ことにより終日開所する日数が減少しますので、今まで8月は加算を設
けておりましたが、今年度に限り、その加算分を徴収しないようにする
所要の改正を行うものです。これに伴う利用料の減額分を第8回の補正
に計上しております。

笹木慶之委員長 ただいま、2件の説明がありました。これについて質問は
ありませんか。よろしゅうございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それ
では、担当委員会を決めなくてはなりません。いかがいたしましょう
か。（発言する者あり）後でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、

後ほどにします。それでは、その次の行政報告の取扱い…では、いいですね、お疲れでした。

(執行部退室)

笹木慶之委員長 それでは、2点目の行政報告の取扱い及び質疑についてを議題といたします。まず、事務局から説明をお願いいたします。

中村議会事務局議事係長 まず、行政報告の取扱いについてなんですけれども、これは消防組合議会の件になります。これまで、執行部からも消防組合議会の議員からも、同様の行政報告として消防組合議会の報告を行っていましたが、これについて重複する部分があるということで、議会側だけの報告でよろしいんではないかっていうところもありましたので、皆さんで御議論いただきたいなと思ひまして提示いたしております。それと、質疑については、一応昨年の議会運営委員会までにおいても質疑を行うということになっておりましたが、出資法人に関する関係の実務大全とかいろいろ見ると、できるとは書いてありましたが、その辺りをもう一度はつきりさせておきたいなと思ひまして、今日ここに提示するものです。議論いただけたらと思ひます。

笹木慶之委員長 大きく二つあると思ひますが、まず、1点目は消防組合議会におけるその本市議会における行政報告の在り方、取扱いということだと思います。この件については、昨年、私の前任者の頃からいろいろ議論されておったようですが、最終的なものの判断が今求められているものと思っておりますが、この件について、皆さん方の御意見を聞きたいと思ひます。よろしくお願ひします。もう一度整理しますと、本例の一部事務組合議会の報告を、まず市長から行政報告として行い、そして議会議員が3名選出されており、そこからの報告も受けておると。したがって、今あったように重複しているではないかということの中で、その取扱いをどうするかということです。いかがいたしましょうか。

河野朋子委員 消防組合については、毎回、消防組合議会議員から消防議会の内容についてかなり詳細な報告を受けておりますし、予算決算についてもその中に含まれておりますが、市長からも、同日、報告があるということで、少しその辺は市と重複しますので、議員の報告ということで、市長からの報告はしていただかなくてもいいのではないかなと思います。

笹木慶之委員長 ただいま、そのような重複を避けるという意見がありました。ほかの委員、いかがでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）だから、もう1回整理しますが、したがって、今消防組合議会の報告を市長がしておりますが、これは法的な義務はないんですよね。ないということで、そういう形でしておると。議員側も、組合議会議員に選任されていっておるとということで、しておると。したがって、重複は避けて対応したらどうかということで、今、重複は避けていこうという意見が出たというふうに整理したいと思いますが、そういうことでよろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、組合議会議員の報告を受けてということで、市長からの報告は必要としないという方向に決定したいと思います。よろしゅうございますね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのようにしたいと思います。それから、次に2点目の、行政報告に対する質疑の取扱いの問題です。本件については、先ほど言いましたが、昨年、以前の議運のメンバーの段階でいろいろ議論がされて、そういったことの中で、今回結論をもう出すべきだということで、いろいろ議論されてきたので、最終結論を出したいと思いますが、どのようにお考えか、皆さんの御意見を承りたいと思います。意見はありませんか。

高松秀樹委員 行政報告に対する質疑をどうするかという案件でしたら、報告についての質疑は執り行うべきだと思います。

笹木慶之委員長 質疑は執り行うべきだということがありました。ちょっと

あえて私から聞きますが、あえて制約は加えないということでもいいんですかね。制約的なものは。

高松秀樹委員 制約って、そもそも質疑なんで、議員の皆さん、質疑はどういうもんか御理解されていらっしゃると思うので、このときの質疑はどうかっていうのは、そういう議論までする必要もなくて、ただし、本会議場において質疑が範囲外に超えたり、関連の関連になったりしたときは、議長の議事整理権において処理をされたらそれでいいと思います。

笹木慶之委員長 今、高松委員からの意見はそのようでしたが、皆さん方がいいでしょうか。

河野朋子委員 今質疑というものはと言われましたけど、質疑において少し考えなくちゃいけないのが、本来の議題となる議案とかそういったものに対する質疑と、この行政報告に対する質疑というのは少し質が異なるのかなっていうのが今まであって、その辺を少し表現の中に加えたらどうかっていう意見も、去年とか前回の議論の中で、範囲を少し検討してはどうかっていうようなところで留め置いていたので、そこを完全にそういった制約なしにするというのであればそうですし、もう少し制約をそこに入れるべきではないかっていえば、というところで今日は議論をここまで持ち越しているんで、そこを結論出さなくちゃいけないんですけど、その制約が本当にできるのかどうかって、明文化できるのかどうかっていうところがすごく難しいなっていうのが現在の私の考えで、そうなるとやはり申し訳ないですけど、議長がそのときそのときで判断していただくっていうふうになるのかなと思えば、表現としては質疑ができるっていう表現にするしかないのかなとは思っています。

笹木慶之委員長 そのような意見がありました。

高松秀樹委員 恐らく言っていることは一緒だと思うんですけど、その制約な

しって言っているんじゃないんです。質疑っていつも制約があるんです。その中で、その制約に基づいて質疑をすべきだというふうに思います。それを逸脱したときは、議長が本会議場でしっかり議事整理権を使っていただくのが一番なのかなと思います。ただし、河野委員が言われたことは、うちの議会の本質の部分でもあるので、今後、この議運の中で、質疑についてももう少し深く議論できるようになるといいのではないのかなと思います。河野委員は、行政報告の質疑と議案提案時の質疑、委員長報告に対する質疑、若干違うんだという意見でしたが、それならそれで、どういうふうに今後質疑を持っていくのかっていう議論をしとかなないと、非常に本会議場の緊張感を逸脱するような質疑も散見しておると皆さん思っておるんじゃないかなと思うんで、それは今日の議論じゃなくて今後の議論としてやっていただければと思います。

笹木慶之委員長 話が少し中に入ってきましたが、先ほど行政報告の関係、そもそも論を申し上げますと、やっぱり行政報告された報告の範囲において質疑というのが原則的な考え方であると思いますが、そのこと自体を言葉で表現して制約を加えるということは極めて難しいということであろうと。高松委員が言われたのは、質疑というのは、全部がそのことだけやなしに、質疑はほかにもあるわけですから、しかし、内容によって、それは当然、いろいろとどこまでどうだかちゅうことは、やはり質問者の判断によるということでしょうけれども、したがって、質疑は一応質疑として制約はあえて表現しないで、その目的に応じて質疑をしていただいて、そして、あとは内容に応じて議長が議場でさばいていく、処理していただくということがお二人の意見のまとめのような気がしますが、そういうことでよろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうことですね。もう一度言いますが、あえて今回この場では質疑に対してどこまでという制約は言葉上での表現はしないと。ただし、内容によって、今、議場において、議長のさばきの中でそれは処理していただくと。なお、今、高松委員からお話があったように、今後についてはまた状況見ながら中身についてももう少し掘り下げていろいろ議論する

場を持っていいんじゃないかと思imasので、とりあえず、今日のところはそういうことでよろしゅうございますか。

奥良秀委員 今委員長が言ったこと、私もそういう考えなんです、今まで2年ちょっとの間、議事整理権、議長の動きを見ている中で、今まで以上にもっと議事整理権を使っていたらいい、やはりさばきというものを議長からこれ以上に示していただきたいと思imasので、よろしく願います。

笹木慶之委員長 そのような意見もありましたので、議長ももちろん同席していらっしますので、それを含んだ上での処置をお願いしたいと思imasですが、そういうことで、本日はよろしゅうございますか。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのように行います。

山田伸幸議員 行政報告が今回この1件だけということなんです、これまで小野田中央青果株式会社も含まれておりました。破産申立てをされたと言っても、やはりそういった報告はきちんと決算報告ができなくてもそういった報告がされるべきではないでしょうか。ですから、ここに行政報告の中にそれを含めるべきだと私は思いますけれど。

笹木慶之委員長 私どもは諮問を受けた案件について協議しておりますが、今の件について、事務局はどのような対応でしょうか。

尾山議会事務局長 執行部は予定しておられたようなんですけども、破産に至ったということで、いつもしておる報告については今後する予定で、ただ、今ほかの行政報告と同じ日にすることは難しいので待つてほしいということは聞いております。しないということではなくて、ちょっと時期を遅らせてさせてほしいということです。

笹木慶之委員長 そのような説明がございましたが、よろしゅうございますね。

(「はい」と呼ぶ者あり)だから、市場以外については一応状況報告はそういうことです。我々の諮問の中には入っておりませんから、そのように御理解いただきたい。

尾山議会事務局長 ですから、初日には市長から中央青果に関する行政報告はないということ、初日には。6月会期中にあるかどうかもちよっと聞いておりませんが、時期をずらしてさせてほしいということだけ聞いております。

笹木慶之委員長 そういうことで御理解いただきたいと思います。それでは、3番目の会期案についてを議題といたします。

中村議会事務局議事係長 もしよろしければ、(3)から(5)までを一括で説明させていただきますんですがよろしいですか。

笹木慶之委員長 はい、そうしてください。

中村議会事務局議事係長 では、3の会期案についてに入ります。6月10日の水曜日から6月26日金曜日までの17日間、3月定例会にお示した期間で会期案を提示しております。前後しますが先ほどありましたように、追加議案も含めて、資料1に当初分の議案と2ページ目の下のほうにあります追加分、合わせて全ての今回の議案を出しております。それぞれ1ページ目から申し上げますと、総務文教常任委員会所管が3件、民生福祉常任委員会所管が3件、産業建設常任委員会所管が2件、一般会計予算決算常任委員会所管が1件、そして、後ほど人事案件と一緒に説明しますが、人事案件となる同意案件が全部で14件。2ページ目に入っております。報告案件が4件。行政報告が初日については1件。追加分については、民生福祉常任委員会所管1件と一般会計予算決算常任委員会所管1件ということで載せております。引き続き(4)一部事務組合議会報告についてに入ります。こちらは申し合わせ事項にあるとおり、

6月定例会で行うとなっておりますので、消防組合議会の議員の議員から報告を行っていただくこととなります。そして、(5)人事案件についてですが、今14件同意案件があるとお伝えいたしました。これも、申し合わせ事項にあるとおり即決になりますが、挨拶の件をどうするか、ちょっとここで御協議いただけたらなと思います。全員出るかどうかはちょっとまだ確認しておらないんですが、もし出られた場合に、現在のコロナウイルスの状況で一般質問等も今自粛っていうところもありましたので、挨拶の件もここでちょっと御検討いただけたらいいかなと思います。(3)から(5)まで一括説明でした。よろしくお願いします。

笹木慶之委員長 まず、事務局にお尋ねしますが、前回はどうされたんですか、この人事案件。前回、皆さん挨拶されたんですか。

中村議会事務局議事係長 前回というのはこの同じ同意案件ですか、それとも前の定例会のときにあった人事案件のことですか。

笹木慶之委員長 いや、同意案件です。本件の同意案件。農業委員。

中村議会事務局議事係長 挨拶を受けております。申し合わせ事項にあるので挨拶を受けております。

笹木慶之委員長 全員ね。

中村議会事務局議事係長 全員かどうか、ちょっと済みません、覚えていませんが全員ではなかったかもしれません。

笹木慶之委員長 全員ではなかったように、記憶しています。

中村議会事務局議事係長 出ることが可能な方と可能でない方がいらっしゃるのでは、はい。

笹木慶之委員長　ということは、今回のこの挨拶についても出られる、出ることが可能な方の挨拶ということでの挨拶ですか。問題はそこです。

中村議会事務局議事係長　今、挨拶の件をお話したのは、申し合わせ上は出ていただくようになっておるんですけども、今のコロナウイルスの関係もちょっとありましたので、そこを求めないようにするのか、申し合わせ事項どおり今回からは挨拶を求めるのか。そこを決めていただけたらと思います。

笹木慶之委員長　うん、いやそれは分かるけど、その前の前提論が、前回は出られる人だけ挨拶したという前提の中での話を進めんとやね、全員ということにならんのかな。いや、だから今言う、前回はこういう状態だったけれど、多分今回もすればそうなるけれども、それを前提としてやね、なおさら入れないかということではないとやね。

尾山議会事務局長　もう一度申し上げますと、前回3年前は出席可能な方にはお一人ずつ御挨拶をいただいておりますが、コロナウイルス対応の関係から、今回に限っては、出席をしていただくかずに、全くお一人にも挨拶を求めないようにするかどうかでございます。

笹木慶之委員長　それは分かりますが、そっちから入っていくということですね。もういきなり。いきなりそれから入るということですね。

中村議会事務局議事係長　こちらから来られる方にとかそういうことではなくて、申し合わせ上は挨拶を求めるのが例である、たしかそういう表現になっていたような気がします。なので、基本は求めるんですけど、その中で、先方さんの都合で出られない場合があるので、その方は出られない可能性もあります。ただ、今見る限り3年前は全員出ていらっしやいます。今回も同じよう挨拶を申し合わせ事項のとおり求めるのか、コロ

ナ的狀況があるのでこっち側からもう求めないようにするのかということ、ここで決めていただいたほうがっていうことです。すいません、説明が下手くそで申し訳ありません。

笹木慶之委員長 法的なことは皆分かった上で聞いているわけです。だから、前は求めた全員が出てきたということは、かなり時間をとってやったということなんでしょう。だから、求めれば出てこない人もいるというふうな言い方をされているけど、そうじゃなくて、出てこられるわけですよ。だから、そういうことは前提として考えられるので、だから、今回それを求めるかどうかちゅうことを決めてくれってことですよ。ということですよ。言えは出てきてわけですよ。よほどのことがない限りは。ということです。

高松秀樹委員 恐らく今、混乱しているのは、事務局の発言で出られる人がっていうふうに言われるから、それやったら、そういう人だけやるのってなりますけど、今中村君の説明では、全員挨拶を求めるということはいんですよ。それでもう話はそこで終わりなんです。プラス、今コロナの状況で挨拶を議会から求めるかどうかを決めてほしいということですよ。まとめました。

笹木慶之委員長 そうです。それをきちっと言わんことには、前提論が決まらんじゃ、皆さん判断できんじゃないですか。

河野朋子委員 今回の人事案件はかなり多いです、仮の本会議場で出席参与もなるべく減らしたりとかいろんな工夫したり、議会の中でも自粛を求めたりとかしている中で、ここにおいては通常、挨拶を求めています。が、今回は挨拶を求めなくてもいいのではないかと思います。

笹木慶之委員長 そういう意見がありました。はい。

伊場勇委員 私も同意見です。あわせて、こういった状況なのでということで、農業委員の方に対して、議会から、こういう状況ですけどもっていうちゃんとした文書もしっかり送るべきだなというふうに思いますけど、いかがですか。

笹木慶之委員長 こっちを向いて言ってもらわんといけんわね。質問。ということですが、いいですか。そのような意見が出ましたが、意見やから。

石田議会事務局次長 通常、執行部を通して、議会の申し合わせ事項に基づいて出席を求めています。今回、コロナウイルスの感染症の対応の関係でお呼びしないという場合に、文書でそれを出すべきかっていうと、ちょっと必要ないのかなと感じております。

伊場勇委員 すいません、僕が思うのは多分毎年、毎年というか3年に1回ですっけ、これ。3年で交代されるんですかね。この前来たけど今回呼ばれんなあっていうふうに思うと思うんですよ。やはり使命感を持ってこの委員になられていると思うので、呼ばれない理由も、例によると議場で挨拶していただくのが常ですけども、今回はコロナの影響により議場での挨拶はございませんというところはちゃんとお伝えすべきじゃないですか。それは要らないですか。

中村議会事務局議事係長 3月定例会のときにも、人事案件があったときに挨拶を同様にさせていただかなくていいというか——表現がちょっとおかしかったらすいません——ということで取り扱ったと思うんですけど、一応その際、事務局から総務課とか事務局を通して、その旨を該当の方にお伝えしています。なので、同じように農業委員の方も農業委員会を経由して、事務局から口頭で伝えていただいたような形を想定しておったんですけども、伊場委員がおっしゃるのはそこで文書を添えてっていうことにおっしゃっているってことですかね。伝える方法としては今までも伝えてはいます。直接ではありませんが。

笹木慶之委員長 今までの例もあるようですから、事務局でよく整理してください。今ここでどうだこうだちゅうわけにいかんでしょう。

尾山議会事務局長 ですから、従来どおりの方法で。口頭での御挨拶は、この度はコロナウイルス対応のことで御遠慮いただくことになりましたなりを、執行部を通してお伝えさせていただきたいとは思いますが、議長名で、御挨拶をいただかないことになりましたというような文書を議会が出すのはちょっとどうかなっていうところがあります。今までの対応でお願いしたいと思えます。

長谷川知司副委員長 伊場委員の言われたのは私も同じ考えですが、ただ、議会としては、通例は挨拶を受けるんですけど、この度はこういう事情でというように、任命された人に御無礼がないようにしてもらいたいということなんですね。やはり使命感を持ってされるんだから、やっぱりそれに対しては御無礼がないようにしていただきたいというのが私の気持ちであるし、伊場委員も同じような気持ちじゃないかなと思えます。ですから、そういう形で伝えてもらえればよいと思えます。

笹木慶之委員長 そのような意見がありました。先ほど事務局のほうから説明があったということで、副委員長はそれでいいということですね。

長谷川知司副委員長 御無礼がないように。

笹木慶之委員長 いわゆる、失礼のないようにきちっとした対応をしてほしいということは、先ほど事務局から説明があったとおりに思えますので、そういうことでよろしゅうございますかね、皆さん。（「はい」と呼ぶ者あり）では、御無礼のないように、前例に従って処理してください。では、そのようにいたします。今の(3)、(4)、(5)について、特にまとめて意見はございませんか。

高松秀樹委員 会期案が、これ26日までと出ているんですけど、次の議事日程案、資料2と併せて見ると、今回、一般質問自粛の影響で、間の日が7日ぐらい空いているんです。この7日が本当に必要なのか。もともとコロナの関係もあって会期を短くするっていうのが本筋ではないかと思うんですけど、このまま日程だけこれを了承すると、次の議事日程案のところで異論が挟めなくなるので、ちょっとここで発言させてもらいました。

笹木慶之委員長 今の件は事務局、いかがでしょうか。

中村議会事務局議事係長 では、そのまま(6)まで今から一緒に説明をさせていただくということで、高松委員の話はそこまで終わった後、皆さんで御協議いただけたらと思います。はい、失礼しました。では、(6)の議事日程案について説明します。資料2の1ページと2ページになります。読み上げます。6月10日水曜日、午前10時から本会議を開会しまして会期の決定。その後、諸般の報告、これが行政報告と事務報告になります。その後、一部事務組合議会の報告。そして先ほど説明いたしました同意14件を一括上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決で、即決になります。そして、報告4件を一括報告及び質疑。そして、議案、これが当初の9件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託。そして、本会議終了後、委員会を開催しまして、一般会計コロナ分科会を予定しております。ちょっと、初日の本会議後の委員会がなかったところが入っておりますので、3月にお示ししたときから変更になっております。そして、6月11日木曜日は、午前10時から委員会を開催しまして、この日は2委員会の同時開催を予定しております。総務文教常任委員会と一般会計総務文教分科会、民生福祉常任委員会と一般会計民生福祉分科会。12日金曜日午前10時から、産業建設常任委員会と一般会計の産業建設分科会。13日土曜日、14日の日曜日の休会を挟みまして、15日月曜日は委員会予備日、これは当初予定のままだと思います。

ますが入れております。16日火曜日、ここからがまた3月にお示したところと変わってくるところなのですが、午前9時半から本会議を開会いたしまして、一般質問が昨日締切りで4人出ておりますので、初日に4人で入れております。そして、先ほどあった追加議案になりますが、議案2件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託となります。この追加議案については、配布が本会議初日の10日水曜日になりますので、16日に上程ということで日程案で入れております。そして、本会議終了後、民生福祉常任委員会と一般会計民生福祉分科会。委員会終了後になっておりますが、分科会も含めて民生福祉が終了後、一般会計コロナ分科会を入れております。ちょっとこれお待たせするようなことになるかもしれませんが、次の17日にまた委員会をする等、議運で今から決めていただけたらと思います。2ページに入りまして、ここからは全部説明をはしょって、17日から23日まではもともと一般質問があったところになりますが、全て休会にしております。土日も含めて休会です。そして、24日に午前10時から委員会を開催しまして、これは一般会計の全体会になります。25日木曜日、議事整理のため休会といたしまして、26日金曜日、午前10時から本会議を開会し、付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決。そして、閉会中の調査事項についてということで、当初3月にお示した日程のままでここに提示しております。先ほど高松委員からありました件も含めまして、皆さんで御協議いただけたらと思います。よろしくお願ひします。

笹木慶之委員長 事務局の説明は以上ですが、まず、先ほどあった追加議案の委員会の決定をしないとということですが、その2件の追加分ということで、こちらには民生福祉常任委員会所管ということと一般会計予算決算常任委員会所管ということが掲げてありますが、本件の取扱いについてはそのような運びでよろしゅうございますか。(「はい」と呼ぶ者あり) そうすると、一般会計予算決算常任委員会については、これは分科会になるんでしょうが、いわゆる新型コロナウイルス感染症対策分科会の担当ということでよろしゅうございますか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、

そのように決定いたします。次に、当初の計画では一般質問の予定日を5日取っておりました。結果的には、一般質問は4人となっていて1日で終わりということで、実質4日ほど短縮されると。数字上はそうなるわけですが、議事整理の問題もありますでしょうから、その点も含めて、要は、今後どのように取り扱っていくかということを経験といたします。委員の意見を求めたいと思います。

伊場勇委員 日程の17日、18日は休会でいいと思うんですか、19日に一般会計予算決算常任委員会を入れて、22日を休会にして、23日の火曜日が本会議の最終日とする案はいかがでしょうか。

笹木慶之委員長 今、一つの案が示されましたが、実務的に、事務局、今の件についてはいかがでしょうか。

中村議会事務局議事係長 議会事務局としては、問題はありません。対応可能です。

笹木慶之委員長 もう1点は、もちろん、これは委員会審査の経緯ということもあるでしょうけれども、それは今ここで皆ちゅうわけにはいかんと思いますけれども、内容的に見て、そういった形でいけるかどうか。そこが判断になろうと思います。いかがでしょうか。

奥良秀委員 いや、今伊場委員が言われた日程もそうなんですけど、事務局で最短とかベストとか、そういうものの案みたいなものは何かあるんですか。何も今ない状態ですか。

中村議会事務局議事係長 まずですね、先ほどちょっと言いましたが、資料2の1ページになりますが、16日の火曜日、これがもう、この日に民生福祉とコロナ分科会を、審査の状況によりますけど、もし終わるとすれば19日の金曜日に一般会計の全体会が来るのが好ましいぐらいの日程

かなと。もし短縮するのであればです。はい、もう1日前に出ると、ちょっと書記側としてはちょっと厳しいところがあるかなと思います。先ほどの16日の民生福祉やコロナを17日にすべきということであれば、もう1日下げるのか、もう当初のままなのかというところはあるかと思いますが。

笹木慶之委員長 問題は6月17日を休会とするか委員会予備日とするかっちゃうことですね。それによって動きが違うということでしょう、事務局からすれば、予備日も休会も一緒にいいですか。

中村議会事務局議事係長 予備日というのは、一応、申し合わせだったかな、委員会の次の日は予備日とするというふうになっておりますが、当初の議案のときの日程の委員会の次の予備日を想定していたので、今回のように追加で出てきて委員会が急に入った場合の次の日を委員会予備日とするかっていうところまで申し合わせで想定していないかもしれませんが、今言ったように委員会予備日としておいても、もし16日に終わるとなると、19日の全体会であれば十分対応できるというところで、説明のとおりです。

笹木慶之委員長 それは、予備日であっても休会という処置であっても、19日は大丈夫という判断ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そうすると、もう1回整理しますが、19日の日に一般会計予算決算常任委員会を行って、22日は議事整理日として、26日の本会議の最終日を23日に繰り上げるという案でよろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）事務局も実務的に大丈夫ですね。（発言する者あり）

中村議会事務局議事係長 執行部も、全て、もし上がった場合の事前の確認をしておりますので対応可能です。

笹木慶之委員長 大丈夫ですね、はい。それでは、そのように決定することに

異論ございませんね。(「はい」と呼ぶ者あり)もう一度、確認しますが、17日は予備日になるか休会になるか分かりませんが、19日に一般会計予算決算常任委員会、22日は議事整理日にして、23日が本会議の最終日ということです。そのように決定させていただきます。本件は、そのとおりにして、ほかに、質疑ございませんね。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは、その次、7番目の陳情・要望の取扱いについてを議題いたします。資料3を御覧いただきたいと思います。それでは、本件について説明を。

中村議会事務局議事係長 (7)陳情・要望書の取扱いについてです。陳情・要望書が2件出ております。件名のみ読み上げます。まず、「新型コロナ対策について」ということで出ております。もう一つが、資料の3ページから4ページまでの2ページになります。ちょっと件名だけでは中身が想像できないというところがあるので、主文のところまで入れております。「陳情書(深井篤農林水産課長の公務員法違反事件について)」。以上の2件が出ております。調査委員会、取扱い委員会の検討をお願いいたします。

笹木慶之委員長 今事務局のほうから説明がありましたが、2件の陳情と要望ということですが、まず一点目の新型コロナ対策についてですが、これの委員会審査といいますか、どちらの委員会のほうでということにいたしましょうか。

高松秀樹委員 新型コロナ対策についてと表題があるので、これはコロナ特別委員会だと思います。

笹木慶之委員長 それでは、本件については、コロナ特別委員会で御審査をお願いしたいと思います。次にもう一点は、深井篤農林水産課長の公務員法違反事件についてという陳情ですが、本件の取扱いはどちらの委員会ということにいたしましょうか。

高松秀樹委員 これは、3 常任委員会及び特別委員会で考えるとどこにも属さないで、これはどこにも属さないということで総務の所管になると思います。

笹木慶之委員長 そのような意見ですが、よろしゅうございますか。本件については、総務でしょうね。総務の担当でいいと思います。それでは、2 件についてよろしゅうございますね。もう一度確認しますが、最初の件はコロナ対策特別委員会、それから後の陳情の件は総務文教常任委員会で担当していただくということにしたいと思います。それでは、二点目の緊急質問についてを議題といたします。資料 4 を御覧いただきたいと思います。緊急質問のフローチャートが書いてありますが、一応事務局から、もう一度流れだけを説明してください。

中村議会事務局議事係長 では、付議事項 2 の緊急質問についてです。資料 4 です。現在、議運では会派に持ち帰って、今回以降の議運で協議検討される案件であると思います。とはいえ、本市の今までの先例とか慣例とか、例えば他市の状況だとか、様々な文献とか、全国市議会議長会等に確認したものの、事務局の見解も持っておかないといけないということで、フローチャートを事務局のほうで今作りました。その流れをちょっと簡単に説明いたしますと、もし緊急質問をされたいっていう場合に、事前の申出がある場合とない場合があるかと思いますが、その場合に、当然、なかったらっていうかないということは当然、議場において動議で行われるということになるかと思いますが、その場合は、会議規則の第 15 条に動議の成立の要件が書いてありますので、それに基づいて動議が成立すれば、本会議を暫時休憩して、議運で取扱いを諮るという流れなのかなと思って作成したのが、この右側のフローチャートです。もし、本筋の文書通告をしていただけるといふか、要求するということであれば、それに基づいて議運で協議すると。その前に、議運で協議する内容としては、緊急性があるかないか、そして日程に追加するかどうか

か。そして、一般質問及び代表質問については、発言時間等も全部記載がそれぞれありますので、発言数と発言時間、この四つぐらいを議運で協議していただくと、後の本会議において諮られて可決された場合に緊急質問がスムーズに流れるのかなと思ってここに記載しております。また、ちょっと前後しますが、動議について不成立、つまり、同意する者がほかに誰もいなかったという場合については、当初日程に戻るということでよろしいのかなと思ってフローチャートの一番右に記載しております。そこの議運で今度は協議をした後、本会議に諮ります。そこで諮ることとしては、追加日程第何として議題とすることについて、採決をするという流れになろうかと思えます。結局、議運で緊急性を諮った後、本会議に諮るんですけど、これをいろいろと聞くとですね、もし議運で緊急性がないっていう判断をしても、最終的に本会議に諮らないといけなくて、どちらにしても、ここに「あり」ってすいません入っていましたが、緊急性があるとしてもないとしても、本会議には諮らないといけなくて、議運で協議の後、本会議に諮るということで下にそのまま下りております。そこで、可決された場合には、そこで初めて緊急質問が議題として上がり、緊急質問がスタートすると。否決された場合については、当初日程に戻るということになろうかなと思えます。一応今、いろいろなものをおさらいして作ってみたところ、流れがこういうものが一般的なのかなと思って御提示をいたしました。あとはまた議運の委員の皆さんで御協議していただく内容が会派に持ち帰っている案件があるかと思えますので、皆さんで検討していただけたらと思えます。よろしくをお願いします。

笹木慶之委員長 説明は以上ですが、ちょっと事務局に質問します。この表の中の途中に議運で協議っていう欄がありますよね。①番の緊急性の有無、これはいいんですが、二点目の日程追加の適否、これは要るんですか。

中村議会事務局議事係長 緊急質問は、その他の質問と違ってセットになっているってことがありました。緊急性と同時に日程追加、だからどち

らかだけっていうことがあり得ないというがあるので、緊急性があつて日程に追加、当然、両方セットっていうことでこの二つを諮らないといけないということの判断で入れております。

笹木慶之委員長　だから、先ほど説明の中にあつたように、議運の中でうんぬん言つたつて、要は議会に諮らんによ、本会議に諮らんによいけんのでしよう。ということは日程の適否は要らないでしょ。適否っていうのは、日程追加という項目でしょう。もちろん緊急性の有無が認められれば、もう日程追加になるんでしょう。しないといけないんですよ。

石田議会事務局次長　はい。今中村係長が申しましたように、緊急質問を本会議において取り上げるには、緊急性の有無、そして議題として上げるためには、日程追加ということの確認、決定が必要になるということで、その二つが、セットになっていると、緊急質問というものは。そういう考え方でこのように記載しております。

笹木慶之委員長　いや、だから、あえて、これは実務的なことだけど、あえて適否って書いておるということですね。いやもう適否って書いてあるから言っているだけであつて。

石田議会事務局次長　そのとおりです。緊急性の有無と日程追加の適否、ですから、この二つがセットという考え方です。緊急質問というのは、緊急性の有無と、今すぐ日程に追加してほしいと、緊急を要する案件なので日程に追加してほしいというワンセットで諮ると。そういう考え方のものであるということです。

笹木慶之委員長　皆さん分かりますか。

河野朋子委員　結局、議運の中で、これがいいとか悪いとかつていう判断はせずに、もう形式的に議運に上げて、その後必ずの本会議で諮るものだつ

ていうふうに今の説明では理解したんですけど、このちょっと表現がここで有無を諮ったり適否を諮ったりみたいな表現になっているので、そこがちょっと分かりにくかったんですけど、ここはもう、必ず議運に上げて、議運は必ず本会議に出すものっていう形式的なところであって、議運でいろいろこう、その適否とか有無とかを判断する場所じゃないっていうことの確認ですが、そういうことでいいんですかね。そこで否決とかなしということはありませんよ、議運で。どうなんですか。

石田議会事務局次長 議会運営委員会で適否を判断して、緊急質問を認めないという判断もあり得ると思います。(発言する者あり) はい。そうです。

河野朋子委員 それなら、その部分がここに書いてないと、これだったら、もうそのままあり、何ていうか。

中村議会事務局議事係長 その部分すいません、おわびがあります。実はこれ、もともと「なし」っていうのを右側に記載していたんですけど、あってもなくても本会議に諮らないといけないので、右に記載していた「なし」を消して、「あり」の部分の文字を残してしまいました。ありでもなしでも、本会議に諮るということです。

高松秀樹委員 いやいや、議運で協議って、これは正式な議運の話でしょ。そこで協議して、日程追加の是非を諮るわけでしょ。日程追加必要ないってなれば、本会議に諮れないんじゃないんですかと僕は思うんですけど。つまり、議運は重要なところなんですよ。ここで何を決めるかっていうのが一番重要で、これが、いや日程追加なんか必要ないですよって判断があり得るはずなんですよ。あり得るのに、議運決定を無視して本会議場で日程に上げるっていうのがあり得ないと思っているんですけど。

笹木慶之委員長 だからね、このフローチャートの中の表現そのものに、疑義

が残ってきているわけですよ。だから、そこをきちっと整理されんと、最終判断ができんじゃないですか。だから、今係長が説明したことと、このフローチャートに矛盾が出てきておるから言っているわけ。この中だけで見えんけど、先ほどの説明からすると議運で幾ら決めたっていやどうだこうだっていう話をするからやね、ということになれば、これと違った流れが、もう1本出てくるわけ。この中の見方からすればね。

高松秀樹委員 今後ね、これ研究していかんにゃいけんと思うんですけど、今このフローチャートを作ったのが、これどこの見解を引っ張ってきて作られていますか。

中村議会事務局議事係長 様々と言ったらおかしいんですけど。議会運営の実際という本と議運協議の後の「あり」と「なし」の部分は、議長会に確認をいたしました。ただ、議運の性質が多分、地方議会とちょっと若干違っていて、その辺りもちょっと見解の違いがあるのかなと思います。

笹木慶之委員長 いやそれでね、問題はそこの部分があるので、もう少し検討せんと、今ここでどうだこうだならんじゃないですか。事務局に隘路^{あいろ}がある中で。

高松秀樹委員 フローチャートを出して事務局がこういうふうに調べました、と。今後、議運でちゃんと協議してくださいということだと思っんです。今一番問題になっているのは、議運で協議のところの緊急性の有無、1番のところ、ここだと思っんです。これは下瀬さんもモニターの意見で出されていますよね。ここで緊急性の有無を議運で協議して議運決定して緊急性がありますと。そして、本会議に諮ると。議運決定は拘束力があるはずなんです。そうなると、僕の見解は、ここで緊急性の有無の確認は必要なくて、日程に追加するかどうかの是非だけを議運でやって、最終的に本会議で、いわゆる多数決で諮るというふうには思っっていたんです。思っっていたんですが、今出されたんで、これはちょっと議運で今

後よく、ちょっと深く協議して行って、緊急質問が今後あるかもしれませんので、しっかりやっていないと非常にまずいなって気がしております。だから、今日どうのこうのという話じゃないんでしょ。（「はい」と呼ぶ者あり）

笹木慶之委員長 あえてね、私が事務局に確認したのはそこなんですよ。そこを整理されないと、この問題はクリアできないと思いますので、このフローチャートをもう1回よく持ち帰って、もう1回研究して、結論は後日出したいと思います。今日はちょっと無理だと思います。本件はそうのようにしたいと思います。よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）最後に、3番のその他です。これを議題といたします。事務局のほうから一応説明してください。

中村議会事務局議事係長 3 その他の(1)です。全員協議会の開催日時です。6月10日本会議初日になりますが、午前9時30分から議運決定事項の報告を、議場となる大会議室で行っていただきます。(2)は何かありましたら進めてください。以上です。

笹木慶之委員長 事務局は、もうほかにありませんね。（「はい」と呼ぶ者あり）ということで、今事務局のを含めた全体的なものは終わりましたが、ほかにございますか。

高松秀樹委員 今さっきの日程案を見ると、今回、4名が一般質問を提出したと資料にあります。そもそも今回の一般質問は、議運の中で自粛を決めたという経緯があって、この自粛要請っていうのは、いわゆる日本語ではお願いということだと思います。しかし、自粛っていうのは自らが進んで行動や態度を慎むことということであると。さらに、このことっていうのは先ほど申しましたように議運決定であり、これは全協でも委員長が申されたのかな、議会の決定であると理解しております。つまり、議会自らが作ったルールを議会の構成員である議員が破るっていうこと

が非常に問題であると思います。そもそも、これは議会運営委員会の存在意義が問われる事態であると思います。こういうことがあるようであれば、議会運営委員会はそもそも存在する必要はないというふうに理解しています。そこでですね、この議運決定とは一体何なのか、委員長にお尋ねしたいと思います。

笹木慶之委員長 いきなり大変厳しい質問ですが、これは一般論しか申し上げられませんが、議会運営委員会というのは各会派の代表者が委員となって出席をして、議会の運営について議論し、決定していくということです。その元となるべきものは、議長から議事運営等について諮問されたことについて結論を出して、議長にお返しするということです。これが、本委員会の役割、役目だと思っております。

高松秀樹委員 さらにもう1点、今回一般質問を行う議員の中に、矢田副議長と長谷川議運副委員長が含まれていると聞いています。恐らく事実だというふうに思っております。そもそも副議長というのは事実上の行為として見れば、議会の円滑な運営のために議長と一体となって努力するものであると。同様に議運の副委員長は、議会の円滑な運営のために委員長と一体となって努力するものであるはずだと思っております。緊急質問の手法をこの議運の場で議論したにもかかわらず、議会ルールを作った本人及び諮問した議長と一体であるはずの副議長がルールを破ることになったことは、議会運営委員会として今後問題にすべきと考えております。このことに関して、度々済みませんが、委員長はどのようにお考えか教えてください。

笹木慶之委員長 今までの流れを整理した中から発言したいと思いますが、そもそも論の議運のことについては先ほど申し上げました。その中で、今回の取扱いについては、やはりコロナ感染対策の流れの中から、議員として6月議会に臨むに当たってのルールを一定的に決めて、方向性を示していこうということから決まったわけです。ただ、一般質問について

は、禁止させるというわけにはいきませんので、全協で申し上げましたが自粛——自らが自らの行為を戒めること——だと思いますが、その前提にはやはり良識を持ってということであろうかと思っております。したがって、その範囲で取り扱ってもらいたいということを決めたことを皆さんに申し上げました。したがって、もう1点は、議論の中でもあったように、緊急性がある場合にどうするかということも意見としていろいろあったことも覚えておりますが、委員会として全否定するものではないので、それは良識を持って判断してくださいということにとどめたと思います。したがって、今回の御指摘があった件については、そういった一つの判断の上に立ってなされた行為であろうということしか現状で申し上げるわけにはいかないと思います。

河野朋子委員 議運決定事項と高松委員が言われましたけど、議運のメンバーとして5月15日に一般質問について、委員外議員も出席してもらって議論した中で、なぜ自粛というような話が出たかということ、やはり、コロナで感染拡大が恐ろしい、緊急事態宣言も出ている状態でというような危機感があって、議会自体も3密を避け会議を合理的に進めてほしいという意味で、一般質問についても、今回しなくてもいいようなことについては、ちょっと差し控えようとか、時間も少し絞ってとか項目も絞ってというような、自らがそういったことを考えながら、どうしても必要な場合は一般質問をする人が出てきても、それはあり得るといった意味合いで自粛について賛成したわけで、一切誰もしてはいけないとか、議会の中のどういう立場の人がやることがおかしいとか、そういったことに対して賛成したわけでもないし、議運の決定事項として賛意を示したわけではありませんので、ちょっとその辺をもう1回確認していただきたいんですけど。なぜ自粛をあのときにみんなで議論したのか。自粛というのはどういうものなのか、禁止と何が違うのかということを中心に議論して、至ったので、今回、いつもの4分の1の人数になり、多分その人たちは、質問事項もかなり絞って短縮した時間の中でやられると思いますので、今そこへ何か問題視するようなことではないと理解して

います。

高松秀樹委員 自粛の意味合いというのは既に議論したことで、これを遡ることは必要ないと思います。議運決定というのは非常に重要だと私は思っています。そのルールを破るということがそもそも問題であると。しかし、100歩譲ってですね、会派に属されていない議員の方と、そうでなく会派に属されている議員は違うと思っています。さらに、会を統括する、サポートする役目の方と、またそれも大きく違うというふうに思っています。いずれにしてもですね、全協の場でこれは議会で決定したんだと通達されたと理解しておりますので、我々良識ある議員がですね、自ら作ったルールを自ら破るっていうのは非常に問題だと思っておって、今ここに3人いらっしゃいますが、個別具体的にどうだという話はもちろんしませんけど、今回の一般質問がこの状況下において、非常に必要だという意味で出されたというふうに、取りあえずは理解しております。だから、一般質問を聞かせていただいて、その後、また、議運の中で発言させてもらいたいと思います。

河野朋子委員 そのルール化っていうのが、その辺の捉え方がちょっと高松委員と違って、自粛というのは先ほども言いましたけど全くゼロとするということを目的としてお願いしたわけではなく、本当に必要な場合にはっていう意味合いを含めての自粛だったので、議運の決定事項に対しての認識が全く違いますので、そこが違うことによって、何か今議論がやはりかみ合わないなと思います。

笹木慶之委員長 私が先ほど高松委員から発言を求められたことを先ほど言いましたが、私が言ったことは河野委員が言っていることとほとんど一緒だと思います。だから、あえて否定をしたということは一つも言いません。否定ではなしに、だから自粛なんだということで、したがって、それを越えた緊急性があるということになれば、それはされるということについては禁止していないわけですけども、ただ問題は、いわゆる良

識を持った、自らが自らの行動を戒めるというその部分と緊急性の部分
が、やはり、ひとつ考え方になるんじゃないかなど。もちろんそれには
立場とかいろんなものも含めての良識があろうと思いますけれども、そ
ういったことで議運では決定したというふうに思っています。だから、
全否定したわけではありません。そのことを申し上げておきます。

高松秀樹委員 また次にしますけど、そもそも一般質問っていうのは、各議員
がですね、今、正に必要だから、この議会で質問することを一般質問と
いうはずなんです。そこに何の違いもないと思っております。以上です。

笹木慶之委員長 それは意見ということで、もう置くしかないですね。という
ことで、もちろん皆さん冷静になって考えれば、あのとき決めたときの
ことは皆さん記憶にあると思いますから、そういったことの中で良識持
った判断、良識を持った対応をしていただきたいということしか申し上げ
ることができません。ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。
ほかにはございませぬか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、
以上で、第30回議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午前11時11分 散会

令和2年（2020年）6月5日

議会運営委員長 笹木慶之